



Title	死と所有をめぐって：〈臨床哲学〉への途上で
Author(s)	熊野, 純彦
Citation	臨床哲学ニューズレター. 1997, 1, p. 91-94
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/81717
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

[シンポジウム「哲学における〈現場〉」報告要旨]

死と所有をめぐる——〈臨床哲学〉への途上で

熊野純彦

人は生まれてきて、やがて年をとり、病をえて死んでいく。生老病死という「四苦」は人間存在の基本的で受動的な条件である。人間の生への反省である倫理学にとって、それは根本的な課題であったし、これからもそうだろう。また、四苦はこの世界における謎であり、それをめぐる考察は哲学的な言説となる。厄介なことに、現代社会では、四苦は病院あるいは「医療空間」の中で生じている。医療空間は、すぐれて現代的な技術の先端と古来変わらない生の条件が出会う現場である。四苦が生のもつ普遍的な条件であるとすれば、科学技術は今日的な生の条件であろう。現代における倫理的な言説は、普遍的な諸条件とともに、生そのものに浸透している科学技術との関わりを意識しないではありえない。医療空間は生死、科学技術、言説が交錯する現場なのである。そして、それは特異な空間である。ある特異な性質を持った特異な空間では、ある特異な力が働いている。「新生児室」や「集中治療室」で働いているのは、「バイオの権力」である。私たちは、生を下支えしながらそれを管理していくバイオの権力の手のひらで生まれ、それに看取られて死んでいく。その意味で、医療空間はこの社会の成り立ちを象徴する空間である。

この人間の生死の現場について、他者の「生き死に」について「お喋り」をすることは、それ自体きわめて非倫理的な営みであろう。かけがいのない生死についての言説がお喋りになるのは、それが「パズル解き」になる場合である。パズル解きはパラダイム論で使用される言葉だが、パラダイム形成の特性の一つに「教科書」がある。教科書にはうそばかり書かれている。あるいは、大切なことは隠されている。そして、パズル解きとしての「生命倫理」も一つのパラダイムである。では、生命倫理の場合、何がうそなのか。哲学的な根拠がまったくない、あるいは哲学的な吟味がなされていないフィクション、例えば身体の自己所有がそうである。そうしたフィクションにもとづいて、他者の生死

について議論したり、道徳的直観なるものに依拠したりするのは、哲学者としては怠慢であり、倫理学者としてはその倫理観が問われるだろう。もちろん、目前にある臨床上の問題にどうコミットするかは大切ではある。だが、それは倫理学ではない。倫理学は有用性以外の価値を知っているからである。それは哲学でもない。哲学は当たり前のことを掘り返すからである。

ここで考えているのは「脳死」の問題である（それが古いと言われれば、生命倫理はやはり所詮は流行だったのかと答えればよからう）。死については、古来より、生との関わりから、そして時間との関わりから語られる。「時のあいだ」の生死をめぐるのは、概して、断絶説（エピクロス）、連続説（「刹那滅」「連続創造説」）、関係説（「死と関わる存在」）の三つの立場がある。これらは、普通の意味ではやはり生死は区別されると前提している（区別を否定すると思われる連続説も同じである）。脳死の問題は、少なくとも当初は、この生死の区別にいわばグレーゾーンがあるというものであった。脳死とは、技術的につくられた、人為的に保たれる「生」、あるいは長引かされる「死」、つまり個体の時間の人為的な繰り延べに他ならない。

だが、それに続いて起こってきた議論は、かなり野蛮で素朴な「物心二元論」である。それは、しかしながら、死の問題に指一本触れることができない。第一に、物心二元論の内部には、死によって失われる「いのち」が登場する場所がない。近代的な「心」は、生命の原理であるプシケーやアニマとは別のものである。日常的に把握されるいのちの特異性は、物心二元論の言葉遣いでは説明できない。第二に、物心二元論でいう物も心も、身体も精神も、じつは「不死」のものである。身体は物質であり、物質は不滅である。その次元から言えば、心臓死も本当の死ではない。では、どこで線を引くのか。極端な脳死論者はかつて精神的な機能停止をもって死と考えた。だが、物心二元論の精神はじつは不滅の精神である。それでは、なにが死に、だれが死ぬのか。

もう一つ述べておきたいのは、死をめぐる身体の所有の問題である。脳死や臓器移植の前提になっているのは、身体の自己所有というロック的理念である（さらにその背後には、通俗化されたデカルト的二元論がある）。その理念は生の荒廃を引き起こしている。例えば、移植技術の発展に伴い、腎臓が購入され消費される。「領有法則は展開する」、つまり、商品社会において身体の自

己所有の理念が身体の喪失、収奪、解体を生み出すのである。そもそも、私が私の身体を所有しているということは自明のことだろうか。まず、いわゆる「労働所有論」から検討しなければならない。大地に鋤を入れ、耕し、稲を作る。そうすることで、大地に労働の痕跡が刻み込まれ、労働が混入する。これがロックの議論であった。しかし、私たちは自然の力を借りて収穫をするのであって、収穫に対する所有を要求することは、大地の寄与を忘却することであり、自然に対する忘恩行為である。ここから労働所有論は成り立たないと言うことはできないが、少なくとも再考の余地はある。では、なぜ労働が混入すると所有が成立するのか。鋤を持つ手、労働する手が私のものだからである。つまり、身体こそ無制限に私の所有物、私の第一の所有物であり、身体による労働こそ所有の起源なのである。労働所有論は「身体所有論」である。

だが、身体所有論は成り立つのであろうか。第一に、私が所有できるものは、普通は私とは違うもの、私にとって「外的」なものである。では、身体は私にとって外的なのか。第二に、身体所有論と労働所有論とは齟齬や矛盾が生じかねない。身体を携えて生まれてきたことに対して、私は何も関与していないのである。第三に、身体とは〈他なるもの〉における自己の所有である。つまり、私は、身体を通して、自分でないもの（大気や食物）を自分のものにしながら、私として生きている。その身体を私の身体であると言ってしまふことは、莫大な借金を踏み倒すようなものである。第四に、身体はたえず置き去りにされ、「譲渡」される。私はかつて私の身体であったもの（老廃物）を排出する。言い換えれば、私は身体を通して自己を譲渡している。

じつは、以上の検討から、臓器移植は認められないと続けることもできるし、反対に、死後に臓器を提供すべきであると続けることもできる。つまり、自分が所有していないものを譲渡できないと言うこともできるし、あるいは、所有していないのだから返すべきであると言うこともできる。問題があるとすれば、「権利」と密接に関わるロック的な所有感覚であろう。それは西洋においてすら新しく特殊なものであった。権利は本当にあるのだろうか。近代以降、とてつもない思い違いをしているのではないか。今後、この権利の問題を、生命倫理においてしばしば見られる「契約」的な人間関係論と併せて考察することが、さらにそこから、一方で「環境倫理」の問題に、他方で現代正義論批判に進む

ことが望まれる。

（記録：柘植尚則）